

「高知観光トク割キャンペーン（全国対象）」実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「高知観光トク割キャンペーン（全国対象）」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、宿泊業をはじめとする観光関連産業は厳しい状況に陥っていることから、国の地域観光事業支援（全国旅行支援）を活用し、「高知観光トク割キャンペーン（全国対象）」を実施することで、本県の観光需要を喚起するとともに、幅広い産業にその効果を波及させ、観光消費の拡大を図ることを目的とする。

（事務の取扱）

第3条 受託事業者は高知観光トク割キャンペーン事務局（以下「事務局」という。）を設置のうえ、速やかな事務の取り扱いを行う。

（事業内容）

第4条 本キャンペーンでは、全国からの本県への旅行者を対象とした、旅行商品や宿泊サービスに対する販売補助と併せて、土産物店、飲食店、観光施設等で旅行期間中に使用可能なクーポンの配布を下表のとおり行う。

<販売補助金額・クーポン配布額（1人・1人泊あたり）>

販売補助金 適用率	販売補助金の上限額			クーポン配布額
	宿泊旅行		日帰り旅行	
	交通付き	交通無し		
40%	8,000円	5,000円	5,000円	平日 3,000円 休日 1,000円

（対象期間）

第5条 本キャンペーンの対象期間は、次に掲げるとおりとする。

- （1）宿泊旅行の場合は、令和4年10月11日（火）から令和4年12月20日（火）宿泊分（令和4年12月21日（水）チェックアウト分）までとする。
- （2）日帰り旅行の場合は、令和4年10月11日（火）から令和4年12月20日（火）旅行分までとする。
- （3）対象期間中でも予算に達し次第終了とする。
- （4）対象期間中に、高知県が新型インフルエンザ等対策特別設置法（平成24年法律第31号）第32条第1項又は第3項に基づき緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）として公示された場合又は同法第31条の4第1項又は第3項に基づきまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「まん延防止等重点実施区域」という。）として公示され、当該まん延防止等重点実施区域に係るまん延防止等重点措置区域（以下「まん延防止等重点措置区域」という。）が定められた場合には、本キャンペーンを休止する。
- （5）対象期間中に、いずれかの都道府県が緊急事態措置区域として公示された場合又はまん延防止等重点実施区域として公示され、まん延防止等重点措置区域が定められた場合には、当該都道府県県民の旅行に対する本キャンペーンの適用を休止する。
- （6）高知県又は全国の新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、特定の都道府県の県民の旅行に対する本キャンペーンの適用又は本キャンペーンを休止することがある。

（販売補助金の交付対象者）

第6条 販売補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者は、次に掲げるいずれかの者とする。

- （1）旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づき登録を受けた旅行事業者（以下「旅行事業者」

という。)であって、統一窓口共同運営体が運営する全国旅行支援統一窓口(以下「統一窓口」という。)への登録申請を行い、登録された者(以下「参画旅行事業者」という。)

(2) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項により高知県知事若しくは高知市長の許可を受けた者又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項により高知県知事若しくは高知市長に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者で、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)(以下「風営法」という。)第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る施設を営業する者を除く者(以下「宿泊事業者」という。)であって、事務局に本キャンペーンへの参画申し込みを行い、承認された者(以下「参画宿泊事業者」)

(3) 令和4年10月10日(月)時点で高知観光トク割キャンペーン(中国・四国地域ブロック県対象)の参画宿泊事業者である者

(4) その他事務局が必要と認める者

2 前項第1号の登録申請を行うにあたっては、別途定める「高知観光トク割キャンペーン(全国対象)」(全国旅行支援)旅行会社・OTA等旅行事業者向け取扱要領(以下「取扱要領」という。)で定める方法により申請し、審査を受けなければならない。

3 本条第1項第2号の参画申し込みを行うにあたっては、営業する宿泊施設を指定のうえ、次に掲げる書類を事務局に提出し、審査を受けなければならない。ただし、指定する宿泊施設は、リョーマの休日キャンペーン推進委員会が実施する「高知観光リカバリーキャンペーン」交通費用助成事業の参画宿泊施設であることを要件とする。

- ・参画申込書兼同意書(様式第1号)
- ・情報登録申請書(様式第2号)
- ・宿泊施設情報等報告書(様式第3号)
- ・口座確認書(宿泊事業者用)(様式第4号)
- ・口座番号を確認できる書類

4 宿泊事業者が前項の審査で承認され、参画宿泊事業者となった場合は、指定した宿泊施設は本キャンペーンの参画宿泊施設となる。

(補助金の交付対象経費)

第7条 補助金の交付対象経費は、参画旅行事業者が販売する旅行商品及び参画宿泊事業者が販売する宿泊サービスであって、次に掲げる要件を満たすもの(以下、「対象商品」という。)の代金に対して、第4条の表に定めた補助金適用率を乗じた金額とする。なお、参画旅行事業者においては、取扱要領で定める要件も満たすことを要件とする。

(1) 日本国内に居住する旅行者を対象とすること。

(2) 第5条第1項第5号に基づき本キャンペーンの適用を休止した都道府県の在住者を対象としないこと。ただし、学校が実施する修学旅行等(修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。)(以下「修学旅行等」という。)又は企業等が実施する職場旅行等については、その学校又は企業等の所在地を参加する児童、生徒又は職場旅行等の参加者の在住都道府県として取り扱うこととする。

(3) 旅行者が以下のいずれかに該当すること(以下「接種済等」という。)を利用条件とすること。

- ・新型コロナウイルスワクチンを3回接種済(以下「接種済」という。)であること
- ・新型コロナウイルス感染症のPCR検査、抗原定量検査及び抗原定性検査のいずれかの検査において、対象商品の利用開始日の3日以内(抗原定性検査の場合は1日以内)の検体採取による検査結果が陰性であること

ただし、旅行者が以下のいずれかに該当する場合は、本号の条件を適用しないこととする。

- ・接種済等の同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の者(高知県以外に在住の6歳以上12歳未満の方で、当該在住都道府県がまん延防止等重点実施区域として公示された場合を除く)
- ・学校が実施する修学旅行等に参加する者

2 次に掲げるものは補助金の交付対象外とする。

(1) 換金性が高い金券類、ルームサービス、別途宿泊施設で注文する飲食等のほか、事務局が適切

でないとするものを含む商品。ただし、自治体や観光協会等が実施する有料イベント等のチケットや特典を除く

- (2) 予約をキャンセルした際に発生するキャンセル料
- (3) 宿泊施設の利用開始日及び利用終了日が同日（デイクース）であるもの
- (4) 公費が支給されている出張等
- (5) その他事務局が対象商品として適切でないとするもの

（補助金の交付対象者の責務等）

第8条 補助金の交付対象者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。また、参画旅行事業者は取扱要領で定められている条件も遵守しなければならない。

- (1) 本要領に従うこと。
- (2) 対象商品の販売に際しては、本キャンペーンが国の補助事業を受けて実施していることを明らかにするとともに、本来の価格、補助金適用後の価格を明示し、その差額に対し補助があることを消費者が明確に認知できるようにすること。
- (3) 対象商品の販売に際しては、補助分を予め上乗せし、本来の価格を不当に設定する等、本事業の趣旨を逸脱した販売を行わないこと。
- (4) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- (5) 観光庁が定める「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」に則して、旅行者がワクチンを接種済又はPCR検査等の検査結果が陰性であることの確認や販売時の対応等を行うこと。
- (6) 対象商品の販売に際しては、県が預託するクーポンに有効期間を記載し、第15条第1項第1号及び第2号に定めるとおりクーポンを配布すること。また、配布にあたっては、旅行者に受領確認を行う等、正確にクーポンを配布のうえ、適切に管理すること。
- (7) 旅行者が対象商品を利用するに際しては、旅行者の居住地確認を必ず行うこと。
- (8) 対象商品の販売に際しては、取引先等の関係者への優先販売を禁止すること。
- (9) 事務局が求める販売計画及び実績等の報告を行うこと。
- (10) 事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。
- (11) 対象商品の販売やクーポンの配布に関して不正受給等を行っていることが判明した際には、県からの不正受給等への返還請求に応じるとともに、法人名等の公表に応じること。
- (12) 本キャンペーンに係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (13) 本キャンペーンに関する帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から5年間保管すること。

2 自己又は自社の役員等が、次のいずれかにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助金の交付額）

第9条 補助金に係る交付額は、第7条の交付対象経費と同額とする。

(補助金の交付額の配分)

第10条 事務局は県と協議のうえ、参画旅行事業者及び参画宿泊事業者への交付額の配分を決定する。参画旅行事業者への通知は統一窓口が行うこととし、参画宿泊事業者には、事務局が配分額決定通知書(様式第5号)により通知することとする。また、その後の執行状況を確認し、必要に応じて配分額を変更するとともに、宿泊事業者には配分額変更決定通知書(様式第6号)及びクーポン預託枚数変更決定通知書(様式第7号)により通知し、執行管理に務めなければならない。

(補助金の交付申請)

第11条 参画旅行事業者が交付を申請する場合には、取扱要領で定める方法により提出しなければならない。

2 参画宿泊事業者が交付を申請する場合には、令和5年1月20日(金)までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ・ 交付申請書兼請求書(様式第8号)
- ・ 宿泊実績報告書(様式第9号)
- ・ その他必要と認める書類

(補助金の交付)

第12条 統一窓口及び事務局は、前条の提出書類やその記載内容が要件を満たしていることを確認した後、受理することとし、受理後速やかに申請者に交付するものとする。

(補助金の取消し)

第13条 参画旅行事業者及び参画宿泊事業者がこの要領の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合、また県及び事務局が違反や不正があると認めた場合、当該事業者を交付対象者から除外するとともに、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。なお、本条の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

(クーポン取扱店舗)

第14条 クーポン取扱店舗(以下「取扱店舗」という。)は、第14条の責務等を果たし、事務局の指示に基づきクーポンを適切に取り扱うことができる者(高知県内に所在する店舗に限る)であって、事務局に本キャンペーンへの参加申し込みを行い、承認された者又は令和4年10月10日(月)時点で高知観光トク割キャンペーン(中国・四国地域ブロック県対象)のクーポン取扱店舗である者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 次に掲げる営業を営む店舗は取扱店舗の対象外とする。

- (1) 風営法の許可・届出の対象となる営業(同法第33条第6項の酒類提供飲食店営業を除く。)を営む店舗

- (2) 第15条第2項の利用対象にならない商品等のみを取り扱う店舗
- (3) カラオケ、ライブハウス
- 3 飲食店においては、「高知家あんしん会食推進の店認証制度」(以下「認証制度」という。)に基づく認証の取得を本条第1項の承認の要件とする。
- 4 本条第1項の参加申し込みを行うにあたっては、次に掲げる書類等を事務局に提出し、審査を受けなければならない。
- ・参加申込書兼同意書(様式第10号)
 - ・情報登録申請書(様式第11号)
 - ・口座確認書(クーポン取扱店舗用)(様式第12号)
 - ・口座番号を確認できる書類
- 5 事務局は、前項により提出のあった書類や記載内容が要件を満たしていることを審査した後、クーポン取扱店舗として承認し、クーポン取扱店舗登録証(以下「登録証」という。)を交付する。また、要件を満たしていなかった場合、その旨を通知することとする。

(クーポン取扱店舗の責務等)

第15条 取扱店舗は次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 本要領に従うこと。
- (2) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- (3) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している旨を店頭など旅行者から見えやすい場所又はWebサイトで対外的に公表すること。
- (4) 行政からの要請(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号))の規定に基づく営業自粛要請、時短営業要請等に従うこと。
- (5) 事務局が提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、クーポンと引換えに商品等の提供を行うこと。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守すること。
- (6) 取扱店舗であることが明確になるよう、事務局が提供する認知ツール(ポスター、ステッカー等)を旅行者から見えやすい場所に掲示すること。
- (7) クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
 - ・クーポンの有効期間
 - ・クーポンの取扱店舗控が切り離されていないこと
 - ・クーポンの偽造、変造及び模造の有無
 - ・提供しようとする商品等が、第15条第2項に該当しないこと
- (8) 有効期間を経過したクーポン及び有効期間の記載のないクーポンは、受け取りを拒否すること。
- (9) 取扱店舗控が切り離されたクーポンは、受け取りを拒否すること。
- (10) デザインや色合いが明らかに違うことや偽造されたクーポンと判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局に報告すること。また、確認用として配布する見本券は、クーポンを取り扱うすべての者に周知すること。
- (11) クーポンを現金と交換しないこと。
- (12) クーポンの券面額以下の金額の利用の場合、釣り銭は渡さないこと。クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受すること。
- (13) クーポンを利用して購入した商品等の返品の際に返金をしないこと。
- (14) 商品等の対価として受け取ったクーポンは、再流通を防止するため、本券部分と取扱店舗控を都度切り離し、本券部分を事務局の指定する場所に送付するものとし、取扱店舗控を入金確認が完了するまで保管すること。
- (15) 取扱店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- (16) 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又はクーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示す

ること。

- (17) 有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等クーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行わないこと。ただし、本条第15号及び前号の場合を除く。
- (18) 有効なクーポンを利用しようとする旅行者からクーポンの利用に関し苦情又は相談を受けた場合、取扱店舗とクーポン利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合等には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたること。
- (19) 取扱店舗が旅行者の不正利用を知り得ながらクーポンを受け取ること、旅行者に不正を促すこと等により取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、調査が完了するまで当該取扱店舗におけるクーポンの精算代金の支払いを保留することに同意すること。また、取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取ったクーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還すること。
- (20) 偽造、変造、模造等されたクーポンによる換金請求がされ、事務局がクーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、これに協力すること。また、取扱店舗は、事務局から指示があった場合又は取扱店舗が必要と判断した場合には、取扱店舗が所在する所轄警察署に被害届を提出すること。
- (21) 事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。

(クーポンの取扱)

第16条 クーポンの取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊を伴う対象商品においては、参画宿泊施設が旅行者に一人泊当たり平日3,000円分、休日1,000円分のクーポンを配布する。
 - (2) 日帰りの対象商品においては、参画旅行事業者が旅行者に一人当たり平日3,000円分、休日1,000円分のクーポンを配布する。
 - (3) 本条第1項第1号及び第2号の休日とは、宿泊を伴う旅行の場合については、土曜日、その翌日が祝日である日曜日若しくは祝日又はその翌日が土曜日である祝日をいい、日帰り旅行の場合については、土曜日、日曜日又は祝日をいう。平日とは、休日以外の日をいう。
 - (4) 本条第1項第1号及び第2号により算出したクーポン配布額が対象商品の補助金適用後の価格を上回る場合、クーポン配布額が補助金適用後の価格以下となるよう減じなければならない。
 - (5) 取扱店舗での商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
 - (6) 有効期間は、対象商品における宿泊日及びその翌日(日帰り旅行商品の場合は旅行催行日)とし、有効期間内に限り利用できるものとする。また、有効期間の記載がないものは利用できない。
 - (7) 券面額以下の金額の利用の場合、釣り銭は渡さない。
 - (8) クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
 - (9) クーポンを利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金は不可とする。
 - (10) クーポンの盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、県及び事務局は責を負わない。
 - (11) クーポンの払い戻しや交換、再発行はできない。
 - (12) 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止する。
 - (13) 旅行をキャンセルした場合は、必ず配布された参画旅行事業者又は参画宿泊事業者へ返却しなければならない。
 - (14) 取扱店舗は、利用されたクーポンの所定の位置に取扱店舗名を記入すること。
 - (15) 他の取扱店舗の押印又は記入済みのクーポンは利用できない。
 - (16) 本県及び全国の新型コロナウイルス感染拡大状況や災害発生等により、直ちにクーポンの利用を停止することがある。
- 2 観光地における消費を喚起するという制度趣旨に鑑み、別表の商品等については、クーポンの利用対象としない。

(クーポンの精算)

第17条 取扱店舗が商品の販売又はサービスの提供などの取引において、利用されたクーポンを換金しようとする場合は、クーポンの所定の位置に取扱店舗名を押印又は記入し、令和5年1月20日(金)までに、次に掲げる書類等を事務局に提出し、換金することができる。なお、換金できる金額は、クーポンの券面表示のとおりとする。

- ・換金申込書
- ・利用済クーポン
- ・その他、換金手続に必要な書類

2 事務局は、前項で掲げた提出書類や記載内容が、要件を満たしていることを審査した後に受理することとし、受理後速やかに、登録証に記載された口座に入金するものとする。

3 クーポンに有効期間及び取扱店舗名の記載がない場合、換金することができない。

(雑則)

第18条 この要領に定めていない事項が発生した場合、県と事務局で協議のうえ、決定する。

附 則

この要領は、令和4年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月6日から施行する。

別表（第15条関係）

区 分	事 例
行政機関等への支払い	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ○社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等） ○宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づくもの）、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づくもの） ○その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等） <p>※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象</p>
日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none"> ○電気・ガス・水道・電話料金等 ○NHK放送受信料 ○不動産賃料 ○駐車場の月極・定期利用料 <p>※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none"> ○金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等） ○プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ○金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等 ○授業料、入学検定料、入学金等 <p>※アクティビティのガイド料等は対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金 ○既存の債務の弁済 ○各種サービスのキャンセル料 ○電子商取引 ○無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ○公序良俗に反するもの ○社会通念上不相当とされるもの ○その他各取扱店舗が指定するもの